

平成31年3月28日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成31年3月28日（木） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 18号 非農地証明申請について
- 議案第 19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第 20号 非農地通知の決定について

報告事項

- 第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司	9番 今井 満
10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満	14番 大道 正孝
15番 秋光 貴志	13番 灰原 松二	17番 西田 小百合	18番 石田 尚則
19番 北村 正次			

欠席委員

5番 水場 守信 16番 土井 光弘

事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 庭月野主査 田村副主任

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成31年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 池田委員、4番 倉本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、5番 水場委員、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。

今回の事前配布として、議案書を送付しています。

また、本日配布した資料は、資料1「非農地通知の決定について」及びこのたびの人事異動に伴う任命、配置換え等についての資料2を配付しています。ありませんでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、郷原町字西岡条〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は138㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢かつ遠方に居住しており耕作が困難なため、譲受人に贈与するものです。

営農計画は、野菜栽培を行う計画です。

経営面積は、自作地が24アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員 : 17番 西田です。申請地は郷原市民センターの北西に位置する民家に囲まれた土地です。譲渡人は89歳と高齢で、申請地を親戚に当たる譲受人に贈与することです。申請地は譲受人の自宅の近くにあり、10数年譲受人が管理して野菜や果樹が作付けおり、許可して問題ないと思います。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で2,684㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作が困難なため、隣接地に耕作農地を所有する譲受人に無償で貸し付けるものです。

営農計画は、野菜栽培を行う計画です。

経営面積は、自作地が27アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。申請地は苗代交差点の少し北に位置する水田地帯のなかの農地です。写真でもわかるように耕されていて、今後土作りからはじめてキャベツなどを植えるとのこと。許可して問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇の一部、台帳地目は田、現況地目は畑、面積は1,293㎡の内1,250㎡の第2種農地です。

4番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は766㎡の第2種農地です。

申請の事由は、どちらも譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により、使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は、申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。

営農計画は、3番はオリーブを、4番は水稻を作付けする予定です。

経営面積は、現在の耕作面積だけで252アールありますので音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。譲渡人が高齢で耕作困難なため、農業法人に使用貸借で貸すものだが、譲渡人が89歳や91歳と非常に高齢で、10年や20年の貸借期間に疑問がある。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

大道委員：譲渡人が亡くなったらどうなるのか。

議長：貸借を続ける場合は、相続人が改めて許可をとってもらえるようになる。

林委員：これまでの例では、贈与や売買が多かったが、このような貸借は昨年から3例ある。

事務局：譲受人は売買での所有権移転を希望したが、譲渡人が難色を示したため、使用貸借となったものです。

議長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、3番と4番は許可と決定します。

議長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町安登東4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は392㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は自作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹を作付けするものです。

経営面積は、65アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。現地はJR安登駅の南東に位置し、双方は、親戚関係で、譲受人宅に近く問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町大長字内浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は888㎡の農振農用
地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人
は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地で30アールありますので、豊地区の下限面積30アールを満たし
ています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。譲受人は、数年前より、この地で耕作しており、相続された方が遠
方のため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としま
す。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は、川尻町原山1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は127㎡の第2種農地で
す。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するものです。

規模等は、隣接地と併用して2階建住宅1棟、駐車場2区画及び庭を整備する計画で
す。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一般住宅、駐車場及び庭として利用さ
れているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となって
おります。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による

許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は野呂山に上がる途中にあります。写真のとおりすでに離れがつくられて、庭敷として使われており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま
す。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方町字新堂殿〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で75
6㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する墓苑を拡張するため、売買により所有権を移転するものです。

規模等は、墓地100区画、駐車場2区画及び緑地帯を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可は不要ですが、「宅地造成等規制
法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」による許可が必要となり、すでに許可申請済み
で、ともに本日付で許可予定とのことです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は仁方の民家から離れたところにある農地です。譲受人は既
存の墓苑を拡張するとのことで、周辺の農地には支障はなく、許可して問題ないと思いま
す。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、苗代町字河原田〇〇〇番〇、地目は田、面積は978㎡の第2種農地

です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、売買により所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル204枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は苗代交差点の北西に位置する農地で、譲受人は太陽光発電設備を設置するとのこと。排水については、写真にありますように、排水路に流すとのこと。周辺に支障はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番、4番、5番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、苗代町字下条〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,145㎡の第2種農地です。4番の申請地は、苗代町字下条〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,269㎡の第2種農地です。5番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番、地目は畑、面積は310㎡の第2種農地です。

転用の目的は、道路向かいにある自動車解体工場に廃車を搬入するための、大型車両の転回場、及び従業員用の駐車場として使用するため、売買により所有権を移転するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は苗代交差点の北の民家から離れたところに位置する農地で、車の転回場及び従業員の駐車場として利用するという事です。周辺に支障はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番から5番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番から5番は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、音戸町波多見10丁目〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計
で223㎡の第2種農地です。

転用の目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、一般住宅1棟、駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許
可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は音戸町波多見の第2請石団地のなかにあリまして、譲受人
は、今アパートに住んでいるが、申請地を買って、住宅及び駐車場として使いたいという
ことです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、音戸町波多見10丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は84㎡の第2
種農地です。

転用の目的は、6番の申請住宅への進入路及び給排水設備用地として利用するため、所有
権を移転するものです。

規模等は、進入路及び給排水設備を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許
可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。6番の申請地への進入路と給排水設備として利用するために、2分の

1の所有権を取得するものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、倉橋町字宇和木新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は190㎡の第2種農地です。

転用の目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、一般住宅1棟、駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。申請地は宇和木の中心地にある農地で、そこを住宅にするものです。周囲もすべて住宅で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、倉橋町字恵周山〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,177㎡の第2種農地です。

転用の目的は、資材置場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、建設足場用の鋼管等を収納する倉庫1棟、砂等の建設資材置場100㎡、重機、大型トラック等の駐車場8区画、及び進入路を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。申請地は倉橋町本浦の入り口の県道の下です。譲渡人は東京で医師をし、他の方に作ってもらっていたが、高齢となり作れなくなった。今回、譲受人が取得し、資材置場として利用するというので、双方にとっていいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：10番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、倉橋町字大原奥〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は597㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、使用貸借の権利を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル90枚、発電容量20.6kwを設置する計画です。

関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電設備の認定待ちです。

また、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力受給契約」が成立済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。申請地は使用貸借で親が子の夫に貸すもので、自宅の上に太陽光発電設備を設置するという事です。排水は水路を拡張するとのことで、上も下も自分の土地なので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：11番について事務局の説明をお願いします。

事務局：11番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は315㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、平屋建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は安浦駅の北側の区画整理したところで、現在更地の状態です。隣が譲受人の親の自宅で、周囲も宅地ですので、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第18号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広石内2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は宅地、面積は49㎡の第3種農地です。

申請の事由は、昭和30年頃にはすでに住宅が建っていたということで、建物登記簿を添付し、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は広石内交差点から、国道沿いに少し上がったところにあります。写真のとおり、だいぶ古い家が建っており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町内海南6丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、現況は竹林、面積は合計で1,933㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和42年頃から耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、竹林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は竹が生い茂っており、再生不可能ということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、議案第19号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：議案第19号の4件については、平成11年2月から12月にかけて、相続が発生し、相続税の納税猶予を受けている農地についてのものです。

市街化区域内の農地の相続税の納税猶予については、20年間耕作を継続すれば相続税の一部の納税が免除されることになっており、免除のおおむね1年前に、呉税務署より農業委員会に対し、耕作状況を確認するよう依頼することとなっているものです。

1番の調査地は、広本町2丁目〇〇〇〇〇番〇、納税猶予時の現況地目は畑、面積は885㎡のうち850㎡が納税猶予の対象となっている、第3種農地です。

現在の所有者は、平成11年3月5日に相続により農地を取得したものです。

現地は畑として耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は広の街中にある農地で、タマネギなどを植えられていて畑として利用されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり税務署に報告すると決定してご異議ありません

か。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告すると決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の調査地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番ほか5筆、納税猶予時の現況地目は田または畑、面積は合計で4,754㎡の第3種農地です。

現在の所有者は、平成11年2月7日に相続により農地を取得したものです。

現地は田または畑として耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。きれいに管理されており問題ないと思います。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり税務署に報告すると決定してご異議ありません
か。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の調査地は、焼山北3丁目〇〇〇番〇ほか2筆、納税猶予時の現況地目は田または
畑、面積は合計で4,456㎡の第3種農地です。

現在の所有者は、昭和59年11月7日に贈与により対象農地を取得していましたが、そ
の後、平成11年12月14日に相続が発生し、相続税の納税猶予の制度が適用されたも
のです。

現地は田または畑として耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。コシヒカリを植えられていて、きれいに管理されており問題ないと思
います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり税務署に報告すると決定してご異議ありません

か。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の調査地は、焼山西3丁目〇〇〇〇番〇、納税猶予時の現況地目は畑、面積は208㎡が納税猶予の対象となっている、第3種農地です。

現在の所有者は、平成11年11月28日に相続により農地を取得したものです。

現地は畑として管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。桃を植えられていていましたが、申請人に下刈りなどの管理をするように伝えました。対処するという事で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願
いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり税務署に報告すると決定してご異議ありません
か。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告すると決定します。

議 長：つぎに、議案第20号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明を
お願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。広町、音戸町、蒲刈町の農地、
441筆、合計面積 209,612㎡ 約20.9ヘクタールについて、平成30年度
に農地パトロールを実施し、非農地と判断したものです。

本総会で承認されましたら、所有者、及び関係機関である広島県就農支援課、広島法務局
呉支局、呉市資産税課、呉市農林水産課へこの旨を通知をする予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご
異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の12ページから14ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出はありませんでしたが、農地法第5条の規定による届出が5件ありました。

議 長：そのほか、事務局から説明事項はありませんか。

事 務 局：下限面積については、4月総会後に、法令根拠等について説明や研修会を行いたいと思います。4月、5月に下限面積の設定を急がなければいけないというものではありませんので、各地区に持ち帰ってもらって、推進委員さんと一緒に協議していきたいと思えます。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

本 末 委 員：12番 本末です。下限面積の設定について、ハーベストオイルの使用量から、地区の平均的な経営面積を出す方法もあると思う。

事 務 局：各地区の営農類型や平均的な経営面積を出したうえで、地区ごとに協議していただきたいと思えます。

議 長：そのほか、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：次回の日程を申し上げます。

次回、平成31年第4回総会は、平成31年4月26日 金曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成31年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時00分)